

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成25年 7月31日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 千葉県市川市市川一丁目9番2号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 山崎製パン株式会社デイリーヤマザキ事業統括本部 執行役員統括本部長 水野 渉 電話 047-323-0001					
主たる業種	飲食料品小売業(コンビニエンスストア)				細分類番号	5 8 9 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	・定期的にISOに基づく環境監査、教育を実施し、エネルギー効率向上、環境負荷の軽減に関する店舗指導を徹底する。 ・新規店への調光システムの標準装備化、省エネ型インバーター冷凍機等、最新省エネ技術の導入を推進する。 ・継続的な節電対策の強化策として、既存店へのLED照明の積極的導入を図る。						
計画を推進するための体制	社長をトップに環境推進室による各委員会での実施計画の策定、四半期毎の進捗管理を行います。 (体制)社長→管理責任者(総務担当取締役)→推進責任者(環境推進室マネージャー)→各部門						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	1,819.4 トン	1,735.7 トン	1,764.9 トン		-3.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,819.4 トン	1,735.7 トン	1,764.9 トン		-3.8 パーセント	
	実績に対する自己評価	・既存店を中心として、LED照明設備の積極的な導入を図る。(限内累計14店舗) ・店内照明の間引き、夏季室内空調温度28°Cの設定などを徹底(前年比101.5%) ・東日本大震災以降の継続的な節電対策の強化により、排出量の抑制を極力図る。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量(t-CO2/百万㎡・h)	40.96	39.27	37.54		-6.24 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
	実績に対する自己評価	・東日本大震災以降の継続的な節電対策の強化で、排出原単位が更に好転した。 ・また店内照明の間引き、室内空調温度28°Cの設定等の地道な節電努力が寄与した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考	
		0.0 トン	12.0 トン	75.0 トン			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	最新省エネ型空調機の導入、及び店内照明のLED化推進					
	(24)年度	前年同様に、既存店へのLED照明設備の積極的導入を図る。					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	特になし					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	今後、公共交通機関の利用促進策等、具体的な措置を検討致したい。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・デイリーニコニコの日(毎月25日)に店舗周辺の清掃活動を実施 ・社会貢献活動として7/10-7/11募金店舗周辺の清掃活動、京都美化運動の参加 ・グリーン事務用品の購入比率の向上、レジ袋の削減 ・廃油リサイクル導入率の向上						
特記事項	<単年度排出量の選択について> 現在の最新の設備状況や省エネルギーの取り組みを踏まえ、極力目標年度(3ヵ年)に近い平成22年度を「基準年度」とする考え方が妥当であると判断した。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。